

## ○鳴沢村キャラクター商標使用取扱要綱

鳴沢村キャラクターの使用取扱要綱（平成28年鳴沢村訓令第3号）全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳴沢村キャラクター（以下「キャラクター」という。）のイラスト（イラストから製作した立体物を含む。以下同じ。）を商標使用する場合の適切な取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（デザイン及び愛称）

第2条 キャラクターのデザインは、別図のとおりとする。

2 キャラクターの商標の愛称は、なるシカくんとする。

（キャラクターに関する権利）

第3条 キャラクターの商標に関する一切の権利は、鳴沢村に帰属する。

（使用の申請）

第4条 キャラクターを商標使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、村長に申請し承認を受けなければならない。ただし、村長が申請の必要がないと認める場合は、この限りでない。

2 申請者は、鳴沢村キャラクター商標使用申請書（様式第1号）に、次に掲げる資料を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、村長が認める団体が申請する場合は、資料の一部を省略することができる。

（1） 使用する内容が分かる企画書、製品見本又は広告等の原稿

（2） その他、村長が必要と認める資料

（使用の承認）

第5条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鳴沢村キャラクター商標使用承認書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

- (1) 鳴沢村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (3) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (4) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動に使用しようとするとき。
- (5) イラストの使用によって誤認又は混同を生じさせる恐れがあると認められるとき。
- (6) 前各号に定めるときのほか、村長がキャラクターの商標使用を適当でないと認めたとき。

2 村長は、前項の承認の際必要があると認める場合は、キャラクターの商標使用方法等について条件を付することができる。

(使用料)

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第7条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された使用内容にのみ使用すること。
- (2) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (3) 形状、色彩等に従い、その一部のみを使用し、変形し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、村長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) 当該使用承認に係る使用対象物等の完成品の写真又はサンプルを提出すること。ただし、完成品の写真若しくはサンプルの提出が困難な場合の提出物については、村長が別に指示する。

(承認内容の変更)

第8条 使用者は、承認を受けた内容を変更しようとするときは、あらかじめ、鳴沢村キャラクター商標使用承認変更申請書(様式第3号)を村長に提出し承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の承認について準用する。

(承認の取消等)

第9条 村長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの商標使用許可を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (2) キャラクターデザインを無断で第三者に使用させたとき。
- (3) 第5条第2項の村長が付した条件に違反したとき。
- (4) 第7条の遵守事項に違反したとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、村長が特に認めたとき。

2 前項の規定により商標使用承認を取り消された者は、キャラクターの商標使用を直ちに中止するとともに、自らの負担で商品の回収その他必要な措置をとらなければならない。

3 村長は、商標使用承認の取消しに伴い使用者に損失が生じてもその補償の責めを負わない。

(使用に起因する問題)

第10条 使用者は、キャラクターの商標使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、村長は損害賠償、損失補償等の一切の責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 使用者が第9条第1項各号のいずれかに該当し、鳴沢村に損害を与えたときは、使用者はその損害を賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第12条 この要綱による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラストを使用する権利を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について村が推奨を行うものではない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの商標使用について必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

別図



鳴沢村マスコットキャラクター

なるシカくん

様式第1号（第4条関係）

鳴沢村キャラクター商標使用申請書

年 月 日

鳴沢村長 様

申請者 住 所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ (印)  
電 話 \_\_\_\_\_

鳴沢村キャラクターの商標使用取扱要綱第4条第2項の規定により、鳴沢村キャラクター「なるシカくん」を使用したいので、次のとおり申請します。

記

使 用 目 的	
使 用 品 目	冊子・チラシ・ポスター・包装紙・商品パッケージ その他（具体的に _____）
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
使 用 内 容	
販 売 の 有 無	有（ _____ 円） ・ 無
連 絡 先	（担当者） （電 話）

添付書類

- 1 使用する内容が分かる企画書、製品見本又は広告等の原稿
- 2 団体等の概要が分かるもの（申請者が団体等の場合）
- 3 その他村長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

鳴沢村キャラクター商標使用（変更）承認書

第 号  
年 月 日

様

鳴沢村長 印

年 月 日付けで商標使用申請のありました鳴沢村キャラクター「なるシカくん」使用について、下記のとおり（変更）承認します。

記

【承認内容】

使 用 内 容	
使 用 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
販 売 の 有 無	有（ 円） ・ 無
付 記 事 項	

※ 「鳴沢村キャラクター商標使用申請書」の申請内容どおりに使用すること。

※ 「鳴沢村キャラクター商標使用取扱要綱」を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

鳴沢村キャラクター商標使用承認変更申請書

年 月 日

鳴沢村長 様

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
団体名 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ ㊞  
電話 \_\_\_\_\_

鳴沢村キャラクターの商標使用取扱要綱第8条第1項の規定により、鳴沢村キャラクター「なるシカくん」の使用を変更したいので、次のとおり申請します。

記

使用目的	
使用品目	冊子・チラシ・ポスター・包装紙・商品パッケージ その他（具体的に _____）
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用内容	
販売の有無	有（ _____ 円） ・ 無
連絡先	（担当者） （電話）

添付書類

- 1 使用する内容が分かる企画書、製品見本又は広告等の原稿
- 2 団体等の概要が分かるもの（申請者が団体等の場合）
- 3 その他村長が必要と認める書類

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第5条関係)

様式第3号 (第8条関係)